

# 前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について（議案第71号）

職員課

## 1 改正の理由

本市職員の育児に係る支援を充実させるため、子育て部分休暇制度を設ける。

## 2 主な内容

子育て部分休暇は、小学校就学の始期から小学校3年生（満9歳に達する日以後の最初の3月31日）までの間にある子を養育するため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる休暇制度とする。

## 3 施行期日

令和5年7月1日